



融和と協働のまちづくり事業補助金

安全で明るいまちづくり補助金の概要

◆ 補助の目的について

町内会や地区区長会が実施する LED 防犯灯整備事業に対して、その費用の一部を助成し町内（地区内）の防犯面での安全性を高めるとともに、明るく住みよいまちづくりを進める目的とします。

◆ 補助対象と補助金額について

補助の対象となる場合は、次の 4 つのケースであり、それぞれのケースにより補助率と補助限度額が異なります。

	補助対象	補助率 (1 灯当たり)	補助限度額 (1 灯当たり)
I	LED 防犯灯を新たに設置する場合	2 / 3 以内	15, 000 円
II	LED 防犯灯の器具に取り替える場合 (LED から LED への器具の取り替えは対象外)	1 / 2 以内	10, 000 円
III	LED 防犯灯を取り付けるポールを新たに設置する場合 LED 防犯灯を取り付けるポールを取り替える場合	1 / 2 以内	40, 000 円

(※1)隣接する電灯からおおむね 17 メートル以上離れた場所に設置することを条件とします。

(※2)「防犯灯」とは、夜間不特定多数の人が通行する「生活道路」において、暗くて通行に支障をきたす場所や防犯上不安のある場所に設置される電灯のことと言います。については公民館敷地内や公園、墓地等に設置される電灯は補助対象外になりますのでご注意ください。補助対象に関してご不明な点がございましたら設置前に市民主役推進課までご相談ください。

◆ 補助金額の計算方法について

I LED 防犯灯を新たに設置する場合

1 灯につき、要した費用の 2 / 3 以内の額を補助します。(100 円未満切捨)

ただし、15, 000 円を上限とします。

【例 1】1 灯あたり費用 21, 630 円 × 2/3=14, 420 円 → 補助金 14, 400 円 (100 円未満切捨)

【例 2】1 灯あたり費用 27, 000 円 × 2/3=18, 000 円 → 補助金 15, 000 円 (15, 000 円上限)

III ポールを新たに設置する場合や取り替える場合

1 本につき、要した費用の 1 / 2 以内の額を補助します。(100 円未満切捨)

ただし、40, 000 円を上限とします。

【例 1】1 本あたり費用 72, 500 円 × 1/2=36, 250 円 → 補助金 36, 200 円 (100 円未満切捨)

【例 2】1 本あたり費用 90, 000 円 × 1/2=45, 000 円 → 補助金 40, 000 円 (40, 000 円上限)

◆ 申請方法について

1. 町内会または地区区長会（＝申請者）から、電気工事店に LED 防犯灯の設置・取替を依頼してください。設置の際に必要な諸手続きも、申請者においてお願いします。
2. 工事完了後、電気工事店への代金支払を済ませておいてください。
3. 下記の申請に必要な書類（※3）を揃えて、市民主役推進課に提出してください。



（※3）申請に必要な書類

①補助金交付申請書 ②事業精算書 ③収支決算書 ④市への補助金請求書

⑤委任状（振込先口座が申請者名義と異なる場合のみ）

⑥町内防犯灯管理台帳登録報告書 ①～⑥の様式は、市民主役推進課に用意してあります。

⑦防犯灯等の領収書と請求書の写し ⑧設置場所の地図 ⑨設置前および設置後の写真

⑩通帳の写し ⑦～⑩の書類は、申請者でご用意ください。

※LoGo フォームからも申請できます。QR コードを読み取って申請してください。

◆ 問合せ先

鯖江市市民生活都市民主役推進課
市民主役推進グループ

TEL : 0778-53-2214 FAX : 0778-51-8156
e-mail : Shuyaku@city.sabae.lg.jp